

お知らせ

市街化調整区域内の建築物に関する注意事項

市街化調整区域は、都市計画法により、建築物の新築、増改築（以下「建築等」という。）、用途の変更が制限されています。土地建物の利用、売買には十分注意してください。

市街化調整区域における建築等の制限

市街化調整区域内で建築物の建築等をする場合には、原則として都市計画法の許可を受ける必要があります。

簡易的な建築物であっても許可なく建築等をしてしまうと、都市計画法違反となる可能性があるため、あらかじめ開発指導課にご相談ください。

簡易的な建築物の例



プレハブ・ユニットハウス



貨物用コンテナ



単管パイプ組による屋根掛け等



スチール物置

※ 屋根及び柱もしくは壁を有するものは「建築物」です。

基礎の有無に関わらず、図のような簡易的なものも「建築物」の扱いとなります。

【違反例】許可なく露天駐車場や露天資材置き場にプレハブを設置する。

用途変更について

市街化調整区域内の建築物は原則、許可なく用途を変えることはできません。

建築物の用途（業種）や使用者を変える場合は、開発指導課にご相談ください。

【違反例】農業用倉庫を工場として使用する。

閉店した飲食店舗、物販店舗を事務所として使用する。

違反建築物の是正

都市計画法の規定に適合していない建築物については、自らの責任で除却等の是正を行う必要があります。

問合せ先： 高崎市 建設部 開発指導課

電話： 027-321-1356